

分収林契約適正化事業（継続）

【平成29年度概算決定額 70,317（78,130）千円】

事業のポイント

林業公社等が管理している分収林について、引き続き分収林として管理経営していくべきか否かを調査します。その上で、管理経営すべきではないと判断された森林については、分収林契約の解除と森林施業受委託を促進するなど、契約の適正化を図ります。

- ・ 林業公社等が管理している分収林については、木材価格の下落等によって採算性が悪化する一方、造林及び保育に要した借入金の残高の累増により、その計画的・効率的な森林整備が困難になっています。
- ・ 分収林契約の満了後に伐採跡地が土地所有者に返還されても、収入不足等から自主的造林が放棄され、森林の公益的機能の發揮に支障を及ぼすおそれがあります。
- ・ 一方、今次の分収林特別措置法の改正により、分収林契約の当事者が契約内容の変更を行いたい旨の公告等を行い、一定割合の異議がないことをもって全契約者の同意がなくても契約変更ができる特例が措置され、平成29年度から始まります。
- ・ 新たな契約変更の手法について積極的な活用を促進しながら、分収益による再造林が見込めないと判断される森林については、分収林契約を解除し、必要に応じて森林施業受委託を促進するなど契約の適正化を推進し、もって森林の公益的機能の維持向上を図ります。

政策目標

多様な森林づくりに誘導する分収林の割合 70%→100%

<内容>

以下の活動に対して支援します。

- (1) 分収林のうち植栽木の成長が悪い森林や木材の搬出が困難な森林等について、分収林として引き続き管理すべきか否かの区分及びそれぞれに応じた今後の取扱に関する調査・分析に必要な経費を助成
- (2) (1)の調査・分析結果を踏まえ、①分収林契約の解除及び契約解除後の受委託契約の締結、又は②分収林契約の期間延長など、分収林特別措置法の改正による新たな契約変更も含めた契約内容の変更手続き等に必要な経費への助成

<補助率>

1/2

<事業実施主体>

都道府県協議会

<事業実施期間>

平成25年度～29年度（5年間）

[担当課：林野庁整備課]